誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

三重県知事　　　　　　　　　　宛て

三重県地域医療支援センター長　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

氏　　名

決定番号　　　　　　－

電話番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

　医師修学資金返還免除に係る中断期間取得については、「医学に関する修学のための中断期間等承認申請書（第３号様式の２）」（医学に関する修学のための中断計画書）に記載された内容に相違がないものとし、下記の事項を遵守するとともに、貴職の指示に従うことを誓約します。

記

１　中断期間終了後は三重県に戻り、適用された勤務コース及びキャリア形成プログラムに基づき、三重県内の医療機関において、必要期間の義務勤務を行うこと。

２　承認された内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県医師修学資金担当者あて連絡を行うこと。

３　修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき（再度の中断延長となった場合など）は、事情に関わらず、三重県医師修学資金貸与規則（平成16年三重県規則第11号）第14条第１項の規定に基づき、貸与を受けた修学資金の額に、年10％の利息を加えた額を一括返還すること。